第4次 豐見城市

総合計画 2011 2020

概要版



ひと・そら・みどりがつなぐ 響により むまち とみぐすく



第4次豊見城市総合計画 概要版 目次

1	総合計画の役割構成と期間		
2			
3	基本構想		1
	3-1	基本理念と将来像の考え方	1
	3-2	まちづくりの基本理念	2
	3-3	豊見城市の将来像	2
	3-4	将来目標人口	3
	3-5	都市形成の方向性	3
	3-6	施策の大綱(まちづくり方針)	4
4	前期基本計画		6
	4-1	前期基本計画の施策の体系	6
	4-2	各施策の概要	7



総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわし い地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針とな るものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に 参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必 要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

2 構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次 のとおりです。

本市の理念と目指すべき将来像を明らかにし、これを実現するための基本的な施策の大 基本構想 綱を明らかにします。基本構想の期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020) 年度までのおおむね 10 年間とします。 なお、10 年間より長い期間を想定とする記述内 容を含む場合があります。

基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、基本的な施策の大綱に基づく施策を体系的に 明らかにします。 基本計画の計画期間は、平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえ、 必要に応じて改定を行なうものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で掲げた施策について、計画的かつ効果的に推進する事業を掲げ たものです。実施計画の計画期間は、3年間で、毎年検討・見直しを行います。

基本構想 3

基本理念と将来像の考え方

○ 基本理念と将来像の考え方

直面する様々な課題に対し、人や地域づくりを通した地域コミュニティの「再生」、地域力の「新生」を図っていく ことにより、豊見城市の更なる活力と発展を目指します。

地域に愛着を持ち、 地域に貢献する 「とみぐすくんちゅ」の育成

地域コミュニティ 「再牛」

地域力 「新牛 |

更なる 活力と発展

3-2 まちづくりの基本理念



私たちは、自ら立ち自己実現に向かう自律した市民として、地域に生き、協働することで誇りと 愛着のもてる自律したまちを目指します。



私たちは、沖縄の玄関、南部広域の要衝という地の利を活かし、交流と連携により大きな夢と希望あふれる活力のあるまちを目指します。



私たちは、発展の礎である豊かな自然、歴史文化を大切に思い、ひと・まち・みどりが共生する 心地良い暮らしのあるまちを目指します。

3-3 豊見城市の将来像

ひと・そら・みどり がつなぐ 響むまち とみぐすく

ひと 子ども 健や 自律と協働で 飛行機雲 水平線に 交流と連携がつくる みどり いつ 共助と共生で 響むまち とみぐすく

子ども 健やかに育まれ ひと 共に学び育ちあう 自律と協働でつくる 健康・文化のまち

飛行機雲 水平線に伸び 道 ここにつながる 交流と連携がつくる 活力のまち

> みどり いつくしみ 笑顔 かがやく 共助と共生でつくる うるおいと安らぎのまち

> > ひとが健やかに助けあい そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き ひとと まちと が響き合うなかで 「豊見城 大好き!」

そう実感できる 響むまち とみぐすく を目指します!

「響(とよ)む」とは?

鳴り響くの意であり、転じて名高いという意味の古語です。14世紀~15世紀の初めに南山王のいと こ汪応祖(わんおうそ)が漫湖を見下ろす丘陵に城を築き、「とよみ城(ぐすく)」と美称し、それが歴 史の中で変化し、市名「豊見城(とみぐすく)」の由来となったとされています。また、汪応祖は日本 で初めて龍船(ハーリー)をつくり、漫湖に浮かべたという説もあります。「響(とよ)む」には、歴 史に育まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして郷土への愛着が 込められています。

将来目標人口 70,000人



平成 22(2010)9月末 住民基本台帳登録人口

57.696 人



本市の将来目標人口は、おおむね「70,000 人」と設定するものとし、今後 10 年間人口増加の傾向が続き、かつ、本市の施策が着実に進捗したケースを想定したときの目標として、また、想定よりも低い人口増加となった場合はより長期的な本市のまちづくりの将来的な目標人口として位置づけます。

3-5 都市形成の方向性

本市の掲げる将来像を実現するため、都市形成の方向性として、将来都市構造の方針と土地利用の方針を定めます。

(1) 将来都市構造の方針 ~広域連携拠点形成に向けて~

本市の地理的優位性を活かして行政、教育・文化、医療、商工業、観光、物流、居住等の機能の今後の受け皿として、国・県のビジョンと連携しつつ広域的な視点で主体的な分担を担っていきます。その際、自然環境や田園環境の保全、良好な生活環境の創造に留意しつつ、既存機能の高度化や、低・未利用地の活用を推進していきます。

本市の自立性を確立し、住む・働く・遊ぶ・集うなど、様々な都市機能を集積させるとともに、広域的な役割分担が必要な機能については、南部広域地域との連携を視野に入れ、「広域連携拠点」の形成を目指していきます。

そのため、自然や農地を保全しつつ、土地利用の秩序化と効果的・効率的な公共投資を図るコンパクトシティの形成を目指し、3つの市街地において地域特性や役割を踏まえた適切な都市機能の充実・強化を図りつつ、市内の市街地や生活拠点を結ぶ総合的な交通体系や広域的交通ネットワークの形成を推進することにより、地域特性や機能が相互に補完しあう一体的な都市構造の形成に取り組んでいきます。

(2) 土地利用の方針 ~均衡ある発展に向けて~

将来都市構造の形成に取り組んでいくに当たり、自然、都市、農業の目的別の視点毎に土地利用の方針を定め、まちづくりに取り組んでいきます。

- ① 自然的土地利用の方針…豊見城城址や饒波川流域沿いの整備・活用、瀬長島の整備・開発・保全、その他市 民の暮らしと密接に関わってきた集落環境の保全・再生
- ② 都市的土地利用の方針…中心市街地形成による"まちの顔"づくり、豊崎地区における複合都市拠点の形成、高度の人口集積がある生活圏域における歩いて暮らせる生活圏の形成
- ③ 農業的土地利用の方針…都市と農村の共生、優良農地の保全と農業基盤の整備による農業振興、低・未利用 地の農地流動化、広域的な視点での土地の高度有効利用

3-6 施策の大綱(まちづくり方針)

1. 協働と交流によるまちづくり

地域コミュニティの希薄化による社会の変貌や、低迷する経済情勢による地域活力の低下は本市においても例外ではなく、今、市民や自治体が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められています。このため、市民の力が地域で発揮できる仕組みをつくり、多様化する地域のニーズに市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら自律した豊見城をつくることを進めていきます。



さらに「再生」と「新生」をキーワードに、地域間交流、世代間交流を推し進めるとともに、平等参画社会の 形成に努めることにより、全ての市民がまちづくりに参加できる環境を構築していきます。

また、平和のまちづくりに向けて、戦跡の保全と活用に努めるとともに、平和学習や平和交流を通して平和行政を推進します。

2. 子どもが活きる学びと文化のまちづくり

地域の未来と「子育て」は切り離せるものではなく、次代の豊見城を 担う子どもたちを健全に育成していくためには、子育て環境をはじめと して教育環境や教育内容の充実が必要となります。そのため、子ども一 人ひとりの個性を最大限に尊重し、発揮できるよう学校・家庭・地域が 連携して良好な教育環境、生活環境、社会環境づくりに取り組むととも に、その基盤となる施設の充実を図っていきます。



また、地域に根ざした独自の風土文化を次代に継承し、市民の地域への誇りと愛着を育むとともに、市民自らの誇りを構築することで、豊見城のアイデンティティとなる新しい文化の掘り起こしを推進していきます。

3. 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり

まちの元気を生み出すには、市民が将来にわたって元気であり続けることが大切です。そのため、まず健康であることが前提となることから、生活習慣病予防や介護予防に重点をおき、健康増進のための体制づくりを推進していきます。さらに予防施策を実施することで医療費や社会保障費の抑制を図ります。



誰もが安心して暮らせることは、まちづくりの基本的な条件となりま

す。少子高齢化の波は本市でも例外ではなく、福祉施策の更なる充実を図ります。また、行政のみでは十分な対応が困難な課題については、市民相互の「助け合い」「支え合い」の理念の下「共助」の仕組みづくりを推進していきます。

4. 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり

「住んでよかった、これからも住み続けたい」まちの構築のためには、 豊かな自然とみどり、きれいな環境を市民一人ひとりが実感することが 大事です。良好な環境を維持していくためには地球温暖化に代表される 地球規模の環境問題から、悪臭問題等の身近な環境問題まで、常に意識 を持って取り組む必要があります。廃棄物の適正処理や発生抑制、環境 教育や環境負荷への軽減の取組を進める中で、自然と共生する循環型・ 低炭素社会の構築に努め、その理念を次代に向けて継承していきます。



安全で安心できる居住環境は、住みよいまちの基本です。地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進するとともに、地域と行政の連携による防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開していきます。

5. 地域特性を活かした産業創造のまちづくり

市民が元気に笑顔で住み続けるためには、経済的な活力が欠かせません。多様な地域資源を活かし、農業・水産業・商業・製造業などの既存産業の維持、向上を図ります。また、地理的特性を活かし、国や県の沖縄21世紀ビジョンに基づく「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、観光や物流産業の振興を図るととともに、外部からの産業活力を取り入れ、さらに「農商工連携」による内発型産業の発展を



促進します。まちのにぎわいは地域の活力となります。新しい産業を興す積極的な起業家を支援するとともに、 雇用の促進を図ります。

6. 都市とみどりが調和するまちづくり

明確な土地利用の方針を定め、都市と農地と自然の調和を図ることは まちづくりの基本となります。周辺自治体と連携しながら、地理的優位 性、交通の利便性を活かし様々な都市機能の集積拠点となりうる都市づ くりを展開します。

また計画的な土地利用の転換を図り、都市機能の適正配置を行うことでバランスの取れた土地利用を進めます。さらに地域の個性や自然環境



の調和を配慮した土地利用、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた生活空間の整備を進め、都市とみどりが調和するまちづくりを推進します。

7. 計画推進のために

市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要となります。地方主権社会では、施策展開には計画と評価が有機的に連動した体制づくりが必要であることから、行政課題の優先順位の明確化を図るとともに、総合的かつ計画的な地域経営を推進します。



また、質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員の 能力向上を図り、民間活力の導入や広域連携の活用により、行財政運営の効率化を推進します。

4 前期基本計画

4-1 前期基本計画の施策の体系

将来像

施策の体系

各施策の詳細

ひと・そら・みどり がつなぐ 響むまち とみぐすく

第1部 協働と交流によるまちづくり 〜コミュニティ振興・市民参加・ 交流・人権分野〜

第2部 子どもが活きる 学びと文化のまちづくり 〜教育・子育て・文化振興分野〜

第3部 共助でつくる 健康文化と福祉のまちづくり 〜健康・福祉分野〜

第4部 持続可能な環境と 安心・安全のまちづくり ~環境・危機管理分野~

第5部 地域特性を活かした 産業創造のまちづくり 〜産業分野〜

第6部 都市とみどりが 調和するまちづくり ~市街地整備・都市基盤整備分野~

第7部 計画の推進のために ~行財政改革分野~ 第1章 コミュニティの振興

第2章 協働のまちづくり

第3章 交流の促進

第4章 平等参画社会の形成

|第5章 ||平和行政の推進

第1章 教育の充実

第2章 子育て環境の充実

第3章 地域文化の振興

第4章 生涯学習社会の確立

第1章 健康づくりの推進

第2章 福祉の充実

第1章 自然環境の保全と活用

第2章 公害対策と環境衛生

第3章 環境共生のまちづくり

第4章 災害に強いまちづくり

第5章 総合的な危機管理体制の強化

第1章 地域産業の活性化

第2章 新たな産業の創造

第3章 雇用の安定と促進

第1章 快適で暮らしやすいまちの 形成

第2章 生活と産業を支える都市基盤 の整備

第1章 行政運営の工夫

第2章 行財政の進行管理

4-2 各施策の概要

第1部 協働と交流によるまちづくり ~コミュニティ振興・市民参加・交流・人権分野~

第1章 コミュニティの振興

地域におけるコミュニティは、市全体の活力や各種施策へ影響を及ぼす重要な基盤となるものです。自治会やNPO法人(非営利団体)などの市民組織の育成や活動支援、相互連携に向けた支援、地域コミュニティの核となる「地域リーダー」を担う人材を発掘・育成することで地域コミュニティの振興を図り、全ての地域・世代の市民が社会的に孤立することなくお互いに支え合う社会をつくっていきます。

○前期基本計画における取組

第1節 コミュニティの振興…自治会活動の活性化 地域活動の支援

第2章 協働のまちづくり

まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の拡大に努め、あらゆる立場や年代の市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整えていきます。また、行政の透明性と公平性を確保することで、市民と行政相互の対等な信頼関係を構築し、それぞれ自ら果たすべき役割を自覚しながら共に協力するまちづくりを推進していきます。

○前期基本計画における取組

第1節 協働のまちづくり…情報公開と共有化の推進 市民参加の機会拡大

第3章 交流の促進

市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら交流を行うことにより、スポーツ・文化・産業などの様々な分野での相互に有益な地域間交流を実現していきます。さらに交流による人材育成を図り、広い視野でのまちづくりを推進していきます。また、国際化に対する市民意識の高揚や市民活動のグローバル化に対応するため、国際交流の機会を増やすとともに、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、主体的な立場で国際交流を進めていきます。

○前期基本計画における取組

第1節 市民相互の交流促進…市民交流に関わる情報提供 市民交流機会の拡大

第2節 県外・国際交流の促進…県外交流の推進 国際交流の推進

第4章 平等参画社会の形成

「ノーマライゼーション」の考え方の下、人権擁護に関わる啓発と普及活動を進めるとともに、児童虐待 や家庭内暴力、セクハラ、パワハラなどの防止・抑止に向け、学校教育のみならず、社会教育としても取り 組んでいきます。また、男女がともに尊重しあい平等に社会生活を営んでいける男女共同参画社会の形成に 向けての啓発・教育活動を積極的に取り組んでいきます。

○前期基本計画における取組

第1節 人権意識の普及…人権擁護の啓発・教育 人権擁護活動の充実

第2節 男女共同参画社会の形成…男女共同参画社会に関わる啓発、男女共同参画の実践

第5章 平和行政の推進

「平和のまちづくり」に向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解を深めるとともに、 戦跡を保全し平和学習資源としての活用を図ることを通して平和行政を推進していきます。

○前期基本計画における取組

第1節 平和行政の推進…平和行政の展開 戦跡の保全・活用

市民会議風景



生涯学習フェスティバル



第2部 子どもが活きる学びと文化のまちづくり ~教育・子育て・文化振興分野~

第1章 教育の充実

「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、施設などの改善や充実に取り組みます。また、地域や保護者等との連携により安心・安全で開かれ、信頼される学校づくりを推進していきます。さらに、きめ細やかな特別支援教育の充実を図ります。

○前期基本計画における取組

第 1 節 幼児教育の充実…教育プログラムと施設の充実 家庭・地域、保育との連携の強化 特別支援教育による就園支援

第2節 義務教育の充実…教育プログラムの充実 教育施設・設備等の充実 学校給食の充実 家庭や地域等との連携 特別支援教育の充実と困窮世帯等の就学支援

第2章 子育て環境の充実

子育てを子どものいる親や家族だけのものととらえるのではなく、市民が協力して地域の子どもを見守りながら育て、地域で支えあう子育ての支援を推進し、安心と安らぎの中での子育てを地域全体で支援する環境づくりに努めます。また、保育ニーズの多様化や社会状況の変化に柔軟に対応しつつ、障害や発達の遅れの有無に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

○前期基本計画における取組

第1節 子育て環境の充実…保育サービスの充実 地域と社会による子育て支援 ひとり親世帯への支援

豊崎小学校・幼稚園完成予想図





第3章 地域文化の振興

本市の長い歴史の中で育み継承してきた伝統行事をはじめとする豊かな地域文化を守り伝えていくとともに、「グスク」や戦跡などの史跡、文化財の保全と活用に努めていきます。また、地域の誇りやアイデンティティの源泉となるよう、地域に眠る文化を掘り起こし再評価する取組や新しい地域文化の創造の動きを支援します。

○前期基本計画における取組

第 1 節 地域文化の振興…歴史的・文化的資源の保全・継承 文化財の保護 文化事業の実施と関連施設の充実 市史の調査と記録

第4章 生涯学習社会の確立

全ての市民がいつでも気軽に学び、生涯にわたり新たな知識や技能を習得しながら、自己実現を果たし、 生きがいに満ちあふれた生活を送ることができるよう生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めま す。

また、青少年の健全育成の環境づくりや放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に向けて、家庭や地域、市民団体などと連携しつつ、学校施設や地域の公民館などを活用し多様な体験や交流機会を提供することを通して、子どもたちが安心・安全かつ健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。

○前期基本計画における取組

第 1 節 生涯学習社会の確立…生涯学習体制の充実 多彩な生涯学習プログラムの提供 子どもが健やかに育まれる地域環境づくり

保栄茂のマチ棒



拡大おはなし会(中央図書館)



第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり 〜健康・福祉分野〜

第1章 健康づくりの推進

長寿社会の中で心身ともに健康で生きがいのある人生を送るため、市民の健康づくりの意識高揚を図るとともに、全ての市民が健康で明るく生活の質を高めながら暮らしていけるよう、ライフステージに応じた各種保健事業を展開しつつ、特に予防施策に重点を置いてその推進に取り組みます。

全ての市民が、身近な地域の中で楽しみながら健康づくりや生きがいづくりが行えるように生涯スポーツやレクリエーションの振興に取り組みます。

○前期基本計画における取組

第1節 保健・医療体制の充実…健康意識の向上 健康づくり事業の充実

年金制度に関する支援の充実 国民健康保険制度に関する支援の充実

第2節 スポーツ・レクリエーションの充実…スポーツ施設の維持・充実 多彩なスポーツ事業の実施 スポーツ関連団体と指導者の育成支援

第2章 福祉の充実

地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活発にすることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)」の配置を通じて、市民・行政・地域組織・事業者などとの連携強化に努め、在宅福祉など多様化する福祉ニーズに対応していきます。

本市では、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの各分野でサービスや情報提供・相談体制の充実に努め、誰もが安心して生活し社会参加できる地域づくりを目指した福祉を積極的に推進します。

また、「ユニバーサルデザイン」などの考え方に基づき都市整備施策と連携した施策も進めていきます。

○前期基本計画における取組

- 第1節 地域福祉の体制充実…地域福祉の推進体制の充実 地域福祉の人材と組織の育成
- 第2節 高齢者福祉…在宅福祉サービスの充実 健康づくりと生きがいづくり
- 第3節 障害者福祉…障害者向けの福祉サービスの充実 障害者の自立と社会参加の支援
- 第4節 生活保護…生活保護と自立支援

第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ~環境・危機管理分野~

第1章 自然環境の保全と活用

ラムサール条約の登録湿地である漫湖をはじめとする貴重な自然環境については、環境に悪影響を与えないような十分な配慮と、新たな緑化、失われた環境の再生などに努めながら、「ワイズユース(賢明な利用)」を図っていきます。

また、自然環境に関する情報提供や環境保全活動に対する支援、自然環境に親しむ場の創出などを通じて、 本市の「みどり」を未来へ残す取組を推進していきます。

○前期基本計画における取組

第1節 自然環境の保全と活用…貴重な自然環境の保全 自然環境を活用した取組の充実

第2章 公害対策と環境衛生

航空機の離発着による騒音や放送電波の受信障害、畜舎などからの悪臭、河川の水質汚濁などについては、 引き続き改善に努めていきます。

また、ごみの量の削減と再資源化を進めるとともに、し尿や生活排水の適正な処理などを通して、快適な居住環境づくりに努めます。ごみの不法投棄に対する啓発・監視活動や市民と連携した美化運動についても継続的に行っていきます。

○前期基本計画における取組

第 1 節 公害問題への対応…騒音・振動対策 水質汚濁対策 大気汚染対策 悪臭対策 土壌汚染対策 第 2 節 環境衛生対策の推進…ごみの資源化・減量化と適切処理 環境美化と不法投棄防止の推進 適切なし尿処理 狂犬病・そ族昆虫・ハブ対策等

第3章 環境共生のまちづくり

地球環境問題への対応に向けて、バス利用の促進、低公害車の利用促進、市民や事業者への啓発活動などを通して「低炭素社会」の実現を目指します。また、都市基盤整備におけるコンパクトなまちづくりや緑化の推進を図るとともに、3Rの促進や公害防止といった地域レベルの活動を促進し、環境負荷を低減するまちづくりに取り組みます。

また、新エネルギーの開発・活用が急速に進んできている現状を踏まえて、太陽光発電などを中心にクリーンで再生可能な新エネルギーの普及啓発に取り組みます。

〇前期基本計画における取組

第 1 節 環境共生のまちづくり…低炭素社会への取組推進 環境負荷を低減するまちづくり 新エネルギーの活用検討

第4章 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造の形成や構造物・建造物の整備、避難所や避難路の確保など、地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進していきます。また、庁内の防災体制の充実と他機関との連携、自治防災組織の育成・充実に向けた支援などによる、地域と行政が一体となって取り組む防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開します。

○前期基本計画における取組

第 1 節 防災都市づくり…災害に強い都市構造の形成 災害に強い建築物・構造物の整備 不発弾への適正な対応

第2節 防災体制の整備と国民保護への対応…行政の防災体制の充実 地域防災組織の充実支援 国民保護

第5章 総合的な危機管理体制の強化

防犯、交通安全、消防・救命救急などの各分野において危機発生時の迅速な対応と未然防止、設備の充実 や人材の育成に努めます。また、感染症対策など危機管理の対象とすべき領域が多様化する中、関係機関と の連携を図り総合的な危機管理体制を強化していきます。

○前期基本計画における取組

- 第1節 防犯体制の強化…地域の防犯体制づくり 防犯に資する都市空間の形成
- 第2節 交通安全対策の推進…交通安全施設の整備 交通安全活動の充実
- 第3節 消防と救急救命体制の充実…消防力の向上と火災予防の推進 救命救急体制の強化 感染症対策の充実

瀬長島清掃活動



交通安全教室



第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ~産業分野~

第1章 地域産業の活性化

本市でこれまで営まれてきた農業・水産業、商業、製造業においては、経営安定や後継者の育成などの支援、各産業間の連携などに取り組むとともに、本市の地理的特性を活かし、国や県の「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、地域特性や本市の強みを活かした地域産業の活性化に努めます。

○前期基本計画における取組

- 第 1 節 農業の振興…優良農地の保全と農業経営の安定化支援 特産品を活かした農業振興 農の多面的活用 魅力ある農村環境の形成
- 第2節 水産業の振興…水産業環境の充実 多面的な水産資源活用
- 第3節 商業の振興…計画的な商業地配置 特色ある商店街の育成支援 新たな販路拡大
- 第4節 製造・物流業の振興…工場経営の安定化 豊崎地区の工業地形成 物流関連企業の誘致・集積

第2章 新たな産業の創造

観光振興に向け、地域資源の活用や、新たな観光施設の誘致などに努めます。豊崎地区を含む西海岸地域については、「観光振興地域」として「エアウェイ・リゾート」の形成を目指します。また、「農商工連携」や健康・ウェルネスとの連携、「とみぐすくブランド」や体験プログラムの創出、PR の強化に努めます。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、物流、情報通信、環境・エネルギー産業などの誘致や育成を促進します。

○前期基本計画における取組

第 1 節 観光・リゾート産業の振興…観光拠点の充実 エアウェイ・リゾートの形成 多彩な観光プログラムの提供 観光振興体制の充実

第2節 新産業の育成・創出…新たな産業の育成 とみぐすくブランドの構築 企業誘致

第3章 雇用の安定と促進

関係機関と連携した就労支援や、仕事と家庭、地域生活の調和が取れる社会の構築を目指すことを通じ、 雇用の安定に努めます。また、地域産業を活性化させる取組や新たな産業創造の取組の中で多様な就労ニーズに応じた起業や雇用機会の創出を図っていきます。

○前期基本計画における取組

第1節 雇用の安定と促進…雇用の安定 雇用の創出

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ~市街地・都市基盤整備分野~

第1章 快適で暮らしやすいまちの形成

これからも快適で暮らしやすい「人と環境にやさしいまち」として持続的な成長を実現していくため、明確な方針とルールに基づいた計画的な土地利用を進めていきます。また、各地域の都市拠点の形成を進めるとともに、「中心市街地」の形成と高度利用の促進を図ることで、さらなるスプロール化の抑制に努めます。

都市拠点においては、公共・公益施設などの都市機能の集積や企業誘致に努め、民間の活力を最大限に活用しつつ、調和のとれたまちづくりを進めていきます。

市街地の整備については、調和のとれた都市景観の保全と創出、安全で環境や人にやさしい住宅地形成や 住宅づくりの誘導など、総合的なまちづくりの観点から進めていきます。

○前期基本計画における取組

第1節 計画的な土地利用の推進…土地利用方針の明確化 土地利用の規制・誘導

第2節 調和のとれた市街地の整備…中心市街地の形成 市街地の計画的なまちづくり

都市景観の創出 良質な住宅づくり

第2章 生活と産業を支える都市基盤の整備

本市の道路網については、本市の都市構造の方向性に従い、効率的な交通ネットワークの形成に努めます。 まちの動脈となる国道や県道などの幹線道路網の充実についてはその促進を国や県に働き掛けるとともに、 市道や生活道路のネットワークについては幹線道路との接続やその緊急性などを踏まえ重点的に整備を進め ます。

また、交通弱者の増加や利便性向上の必要性を踏まえ、既存の公共交通の維持・充実とともに、新しいタイプの公共交通システムの導入可能性について、周辺自治体や関連機関と連携しながら検討していきます。

公園・緑地や上下水道については、計画的な整備、適切な維持・管理に加え、施設の長寿命化を推進し、 快適な住環境の形成に努めます。

○前期基本計画における取組

- 第 1 節 道路網等の整備…幹線道路網の整備 生活道路網の整備
- 第2節 公共交通サービスの維持・向上…バスサービスの維持・充実 新しいタイプの公共交通の検討 公共交通の利用増進
- 第3節 公園・緑地の整備…都市公園の整備 少公園・広場・緑地の整備 維持管理の工夫
- 第4節 水の安定供給…水道水の安定供給 水の有効利用の推進
- 第5節 下水道の整備…公共下水道(汚水・雨水)の整備 農業集落排水施設の活用 合併浄化槽の普及・啓発

第7部 計画の推進のために ~行財政改革分野~

第1章 行政運営の工夫

より効果的・効率的な行政運営を行っていくため、行政事務の効率化に加え、本計画に基づく各施策を確 実に進めていくための最適な組織づくりを進めていきます。新庁舎建設に向けた検討も行っていきます。

市民の生活圏の拡大により複雑かつ多様化する行政課題や需要に対応するため、周辺自治体との広域連携を図っていきます。

また、民間活力の活用、独自施策の研究などに継続的に取り組みます。

○前期基本計画における取組

第 1 節 行政運営の工夫…行政サービスの充実 行政事務の電子化の推進 機構改革と人事管理・人材育成 民間活力の活用 周辺市町等との広域連携 独自施策の検討

第2章 行財政の進行管理

段階的・計画的な公共投資、「選択と集中」の考え方による重点施策の明確化、市民や外部機関の評価を伴う行財政評価の継続的な実施と充実などを通じ、行財政の的確な進行管理を進めていきます。また、独自財源の導入の可能性などについても検討していきます。

地方主権の動きの中、本市の将来像の実現に向けて、「自律」したまちづくりに取り組みます。

○前期基本計画における取組

第1節 行財政の進行管理…計画的な財政運営に向けての取組 行政評価の充実 総合計画の推進

マナー研修

第4次豊見城市総合計画 概要版 平成23年3月

発行:沖縄県豊見城市

沖縄県豊見城市翁長854番地1 電話(098)850-0246

編集:企画部 企画調整課

